

Title	稲荷祭と平安京七条の都市民
Sub Title	The Inari festival and the urban people at Shichijo in Heiankyo
Author	久米, 舞子(Kume, Maiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	2013
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.82, No.1/2 (2013. 4) ,p.1- 20
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20130400-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20130400-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 稲荷祭と平安京七条の都市民

久米 舞子

はじめに

京都盆地に存する平安京の、その鴨川を挟んだ対岸には、東山丘陵が南北に連なる。丘陵南部にそびえる稲荷山は三つの峯からなり、その麓には稲荷神を祭る社殿が設けられている。稲荷神は、山城（山背）国への遷都以前からここに鎮座し、山麓の深草に住む秦氏に氏神として信仰されてきた。延暦十三年（七九四）に平安京が遷都されて以降は、都市民との間に緊密な交わりが生まれ、稲荷神への信仰のかたちは多様化する。むろん稲荷社家として深草の秦氏と稲荷社との関係は継続するものの、秦氏の氏神には収まりきれない多くの人々の祈りを、稲荷神は受け入れてきた。

稲荷神に対する多様な信仰のかたちの一つに、稲荷神

の神輿が京内へ神幸し、左京七条の都市民が旅所へそれを迎え還す稲荷祭がある。平安京は葛野郡と愛宕郡を割いて設定されており、紀伊郡に位置する稲荷社とは郡を異にする。また都城は神社を持たないことが原則である。この平安京において、都市民の地域社会である七条と、郡を隔てて鎮座する稲荷神とをつなぐ役割を果たしたのが、神輿を迎え還す稲荷祭であった。本稿は、平安京の都市民による地域社会の形成に、神への祭りが果たした役割を考察する。それはすなわち、平安京の都城から都市への変容を担った彼ら都市民による「われわれの神」の獲得過程である。

『今昔物語集』卷三十六「大和国人得入娘」語」は、この考察の手がかりとなる史料である。高貴な公達であり受領を務める富裕な男の、妻と妾とが懐妊し共に女兒

を出産した。しかし宮仕えの女房であった妾は亡くなり、残された女兒は父に引き取られる。この継子を憎んだ妻方の乳母は、なじみの大和の女をつかって女兒を密かに遺棄させようとした。そこに居合わせたのが、子授けの祈願に長谷寺へ詣で、その帰途にあった藤大夫の妻である。彼女はこの女兒を貰い受け、大和国城下郡の家で大切に養い育てた。やがて女兒は年十七、八に成長し、「七条辺ニテ産レタリケレバ、産神ニ御ストテ、二月ノ初午ノ日稲荷へ参ラムトテ、大和ヨリ京ニ上テ、其ノ日歩ニテ稲荷ニ詣デタリケル」。そこですでに亡くなっていた妻方の娘の、婿であった右近少将に遭遇するという説話である。ここには『今昔物語集』が編纂された十二世紀前半の社会が、説話の背景として色濃く反映されている。娘が大和より向かった二月初午の稲荷詣は、とりわけ平安京から多くの人々が稲荷山をめぐり詣でるために訪れ、男女の出逢いの場となった。二月初午は朝廷の関与しない民間の宗教行事であり、その隆盛には平安京に居住する人々の稲荷神に対する信仰が大きく影響を与えている。「七条辺」に産まれた娘は、稲荷神を「産神」としてこの二月初午に出かけていくのである。

産土とは、本来生まれた土地という意味であり、「産

神」すなわち産土神とは、本来生まれた土地の神という意味である。説話からは、産土神の信仰が七条の都市民と稲荷神とを強く結びつけていたことが読みとれる。信仰にもとづく紐帯としての産土意識は、身分や出身地、血縁集団といった共通の背景をもたない平安京の都市民にとつて、地域社会を形成し維持、存続していくための大きな原動力になったと考えられる。そこには彼らが居住する七条という一地域を、彼らの本来生まれた土地であるととらえる認識の転換があったことが想定される。

さらにその地域社会が、他ならぬ七条において形成されたことは注目されてよい。七条は、慶滋保胤の『池亭記』に「東京四条以北、乾良二方、人人無貴賤、多所<sup>二</sup>群聚<sup>一</sup>也」と記された「東京四条以北」のはるか南、平安京の左京下辺に位置し、都市の繁栄からは取り残されたと考えられてきた地域である。「都市貴族の觀念レベルでも都市的發展の実態面においても、それ以南とは明確に区別されるべき境界線」とされた「七条」<sup>(5)</sup>以南の世界である。本稿は、都市民による地域社会の形成と展開が、この七条という場においてこそ顕著にみられたという事実を指摘したい。

岡田莊司氏による京中祭礼研究<sup>(6)</sup>は、稲荷祭の考察にあ

たつてその基準となるものである。しかし岡田氏の論考の主眼は、祭礼と朝廷との接点を探ることにあり、都市や都市民に対する関心は薄い。なぜ稲荷祭は都市民に必要とされたのか、七条が祭りの主たる舞台とされた意味とは何か。都市民の視点に立った稲荷祭の位置づけが求められる。また福原敏男氏は神輿が留まる旅所について幅広い時代に渡る史料をあげるが、各々の史料を並列に扱い、旅所の歴史の変遷への配慮も十分ではない。古代から中世への移行期に成立した稲荷祭が抱える歴史性の把握が必要である。五島邦治氏は地縁共同体の発展を軸に、祇園・稲荷・松尾という平安京の三祭礼を考察する<sup>(8)</sup>。本稿の問題意識と重なる五島氏の成果をふまえながら、稲荷祭を単独に分析することで、この祭りに固有のあり方、とりわけ七条という場のもつ意味について明らかにしたい。稲荷祭の考察は、都市と宗教との関係性という普遍的な問題を考える一視点となるはずである。

## 一、稲荷神への信仰

稲荷社の起源についての伝承を伝えるのは、『延喜式』神名帳頭註に残された『山城国風土記』逸文とされる史料<sup>(9)</sup>である。秦伊侶具(巨)が富裕をおごり、餅を的

にして矢を射ようとしたところ、餅は白鳥へと姿を変えて飛びあがり、山の峰へと降りてそこに稲が芽生えた。これが社名イナリの由来という。伊侶具(巨)の子孫はこの過ちを悔い、社の木を抜いて家に植えこれを祭った。今では社の木を植えて根付けば福を得られ、枯れば福がないといわれているという。信仰のはじまりが稲荷山という神体山にあり、稲荷神が稲の神であったことや樹木への信仰をうかがうことができる。

山城国紀伊郡深草郷は、秦氏の集住する地域である。『日本書紀』欽明天皇即位前紀には、天皇が秦大津父を「山背国紀郡深草里」から見出したとの記載があり、九・十世紀の紀伊郡深草郷に関わる土地の売券には秦姓の者が郡司や刀禰として数多く連署する<sup>(10)</sup>。八世紀後半に入ると、延暦三年(七八四)には長岡京、延暦十三年(七九四)には平安京へと遷都がなされる。これにともない、長岡京では賀茂上下・松尾・乙訓神が、平安京では賀茂上下・松尾神が、京の鎮護神として神階叙位や社殿の修理を受けた<sup>(11)</sup>。しかし稲荷神については、遷都当初に朝廷の関心が向けられた様子はない<sup>(12)</sup>。朝廷の編纂史料に稲荷神が初見するのは、天長四年(八二七)を待たなければならぬ。『類聚国史』に残った『日本後紀』同

正月十九日辛巳条逸文にある詔がそれである。

詔曰、天皇詔旨止、稻荷神前尔申給閉止申佐久、頃間御体不愈大坐須尔依豆、占求留尔、稻荷神社乃樹伐礼留罪、崇尔出太利止申頌。然毛此樹波、先朝乃御願寺乃塔木尔用率我為尔止之天、東寺乃所伐奈利。今成崇礼止申我故尔、畏天奈毛、内舍人從七位下大中臣雄良手差使天、礼代尔從五位下乃冠授奉理治奉留。

東寺の塔木に用いようと稻荷社の神木を伐採したために稻荷神が祟りを起こし、それが淳和天皇の御体不癒としてあらわれたというのである。東寺が塔や幢の材木を「東山」から得たことは『東寺文書』甲、天長三年（八二六）十一月二四日付「東寺請曳材木状案」（『平安遺文』五二）にみえ、『性靈集』九にも「奉造東寺塔材木曳運動進表」として引かれている。「東山」は稻荷山を指すのであろう。稻荷神はこの祟りをきつかけに從五位下の神階叙位を受け、以後その神威が朝廷に認識されるようになる。

稻荷神の神階は継続して昇叙し、天慶三年（九四〇）九月四日丙寅には從一位（『日本紀略』）に昇った。その間、承和十二年（八四五）十二月七日庚辰には名神に列し（『続日本後紀』）、仁寿二年（八五二）七月十日乙亥

に祈雨奉幣の対象（『日本文徳天皇実録』）となって以降は、頻繁に祈雨・止雨奉幣が行われた。昌泰元年（八九八）五月八日丙子には後の二二社制につながる十六社への奉幣がなされ（『日本紀略』）、これに稻荷神も名を連ねている。さらに延久四年（一〇七二）の後三条天皇以降には、稻荷社への代始め行幸が恒例となった（『百鍊抄』同三月二六日丙午条）。またそれまで単に「稻荷神」とのみ記されてきたが、『日本文徳天皇実録』天安元年（八五七）四月十八日乙酉条に初めて「稻荷神三前」と記され、『延喜式』九（神名上）には「稻荷神社三座」と規定された。稻荷神に対する朝廷の把握が進んだためと考えられる。なお院政期に入ると、『梁塵秘抄』二、五一三の今様に「稻荷をば三つの社と聞きしかど今は五つの社なりけり」と端的にみえるように、稻荷五社と認識されるようになる。<sup>(13)</sup>

『日本三代実録』貞観十六年（八七四）閏四月七日乙丑条の「稻荷上中下三名神」の神階叙位に対する告文に「京都东近之天、公私尔崇仰礼坐須御徳高支尔」とあるように、平安京近くに鎮座する稻荷神は公私の崇拜を受ける、との認識が九世紀後半には生まれていた。これが、遷都直後にはみられなかった稻荷神に対する丁重な処遇の背

景であろう。『大鏡』（実頼）では、藤原実頼は「小野宮の南面には、御髻放ちては出でたまふことなかりき。そのゆゑは、稲荷の杉のあらはに見ゆれば、明神、御覽ずらむに、いかでかなめげにては出でむとのたまはせて、いみじくつしませたまふに、おのづから思し召し忘れぬる折は、御袖をかづきてぞ驚きさわがせたまひける」。平安京から稲荷山を見渡せるがゆゑに、稲荷神から京への視線を意識して生活をしていた様子がかがえる。また「稲荷の杉」とあるように、杉は稲荷社の神木であり、しるしの杉と呼ばれて、参詣者はその授与を受け、信仰の対象ともなつて多くの歌に詠み込まれた。

稲荷社がとりわけ参詣者を集めたのが二月初午である。早くは『貫行集』一の延喜六年（九〇六）に「二月初午に稲荷詣でしたるところ」と屏風歌が詠まれた。『今昔物語集』巻二八第一は、「二月初午について「昔ヨリ京中二上中下ノ人稲荷詣トテ参リ集フ日也」とあり、参詣の主体は稲荷社近辺の人々ではなく平安京の階層を問わぬ居住者たちであったという。説話には、六人の近衛舎人やその妻が稲荷社に参詣したと記される。藤原道綱母は、康保三年（九六六）九月に「ものへ詣でせばや」と稲荷の上中下社に御幣を捧げる（『蜻蛉日記』）。

清少納言は二月初午に稲荷社へ参り、山の坂道で「三十許りなる女」の話聞く（『枕草子』一五二）。藤原兼通の娘で円融天皇の中宮である藤原媁子は、幼いころから物語でによくでかけ「稲荷の坂」を登ったという（『大鏡』兼通）。『大鏡』の語り手である大宅世継もまた、幼いころ二月初午に「稲荷詣」する父のお供をしてその坂を登った（同道長）。

稲荷社への参詣は、男女の出逢いの場でもある。『今昔物語集』巻二八第一で、茨田重方は妻とは気づかず女を口説き、同巻三十第六では、七条辺に生まれた女が右近少将と出逢う。『篁物語』においても、稲荷山は小野篁の妹と兵衛佐の出逢いの場となる。これらはいずれも二月初午のこととされる。『新猿楽記』では、右衛門尉の「第一本妻」が、夫の心が等閑なのを恨み祈るなかに「稲荷山阿小町の愛法、魃鯉破前喜」とある。愛法を祈る者もまた稲荷山を登った。貴族の稲荷神への祈りは、『山槐記』仁安二年（一一六七）二月一日庚午条で藤原忠雅が任大臣のために参詣したように、官職の祈願のほか、娘の入内祈願が目立つ。藤原頼長は養女多子の近衛天皇への入内を稲荷社と春日社に祈願し（『台記』久安四年へ一一四八）七月二日丁亥・一日丙申条）、成就

の後には毎年奉幣や参詣を続けた（同久安六年へ一一五〇〇四月九日乙卯・二六日壬申条、久寿元年へ一一五四〇四月九日辛酉条）。藤原兼実の娘任子とその母藤原兼子もまた、後鳥羽天皇への入内祈願のため稲荷社と祇園社に詣でる（『玉葉』治承四年へ一一八〇〇三月九日辛酉条）。

平安時代には熊野参詣が隆盛を極め、院や貴族はこぞつてこの霊場への道のりを辿った。十一世紀後半からは、その帰途に稲荷社へ参詣する史料が頻繁にみられるようになる。参詣者が帰京する直前に稲荷神に対する奉幣がなされ、そこで護法送りの儀礼が行われた。熊野三山への巡礼を終えて還向する道者の、その帰路を守護するのが護法童子である。護法送りとは、「還向の途次道者の身に憑いて、異境通過の危難から道者を守ってきた護法童子を熊野へ送りかえす儀礼である」<sup>(14)</sup>。『水左記』承暦四年（一〇八〇）十二月二六日甲申条に「今夜左大将從熊野還向。明日被詣稲荷、可被帰家者」、熊野より還向する藤原師通が稲荷参詣のちに帰家すると記されたのがその早い例である。護法送りが稲荷社で修されたのは、熊野からの還向の経路の、京への出入り口近くに稲荷神が鎮座したためであろう。稲荷神は、平安京の

境界を守護する神という新たな性質を付与されたのである。<sup>(15)</sup>

京を出発しあるいは帰還する人々による稲荷社への参詣・拝礼は、熊野参詣に限られない。大路を往来する人々のため、稲荷社前を通る大路沿いには稲荷伏拝の場が設けられた。<sup>(16)</sup>平安京を出入りする人々がここで捧げる祈りは、出京や入京を稲荷神に告げ道中の無事を祈りあるいは謝するものであったのであろう。『台記』久安四年（一一四八）六月三十日丙辰条では、藤原頼長が宇治からの帰路に「稲荷伏拝」で養女多子の入内祈願を誓った。稲荷神は、深草の秦氏の氏神として初めて史料に記された。八世紀後半の山城（山背）国への遷都後も、その位置づけに変化はみられないが、天長四年（八二七）になつて神木伐採に対する稲荷神の祟りをきっかけに、朝廷にその神威が認識されるようになる。九世紀後半には、平安京近くに鎮座する神として稲荷神は京の人々に受容された。二月初午の稲荷参詣は十世紀には隆盛となり、しるしの杉が多く歌に詠み込まれた。平安京に住まう人々は、階層や老若男女を問わず稲荷山をめぐり登り、そこは男女の出逢いの場となると共に、愛法の祈りが捧げられ、貴族の祈願する姿が見られた。さらに京の出入

り口に位置する稲荷神は、帰京者の無事を言祝ぎ彼らに憑いた異界のものを送り返す境界の神としての役割を与えられる。稲荷神への信仰のかたちは、平安京の居住者たちとの関わりのおかげで多様化していく。これらはいずれも平安京に住まう人々による信仰であり、朝廷の祭祀とは無関係のものであることが共通する。稲荷神は、十世紀には平安京に住む人々の神として認識されるようになったと考えられる。

## 二、七条へ続く道

神輿が大路をゆく華やかな稲荷祭の様相を、今に伝える絵画資料がある。十二世紀後半に成立した『年中行事絵巻』である。住吉模本巻十二にみえる神輿五基を中心とした神幸の行列は、『梁塵秘抄』二、五二三に「今は五つの社なりけり」と歌われた稲荷五社の神輿のそれであり、稲荷祭を描いたものである。風流傘、騎馬田楽、獅子舞に楽人、大幣を立てて鴨川の瀬を歩む人々、これらに続いて五社の神輿が大路を渡っていく。<sup>(17)</sup>『雲州消息』上によれば、横笛や琵琶の楽、傀儡や猿楽もまた神輿の神幸に加わったという。稲荷祭の神輿渡御は、多くの見物人を集めた。記録には見物場所として、「七条堀

河辺小屋」〔春記〕長久元年へ一〇四〇〇四月十九日癸卯条)、「自七条南、自町尻西」の棧敷(『帥記』永保元年へ一〇八一〇四月十日丁卯条)、「自七条南、自町尻東」の棧敷(同十五日壬申条)、「市町狭敷」(『本朝世紀』康和五年へ一一〇三〇四月十九日丁卯条)、「町尻棧敷」(『兵範記』仁平三年へ一一五三〇四月八日丁卯条)、「七条北、東洞院東角」の藤原定隆の邸宅(『山槐記』永暦二年へ一一六一〇四月十三日乙卯条)を確認できる。稲荷祭は七条大路を主たる舞台として繰り上げられる祭りであった。都市において街路は祭場となる。『年中行事絵巻』が描くのは旅所から稲荷社への還幸の場面であるから、神輿が渡御する大路は七条大路であり、鴨川を渡るのは七条末であろう。平安京の都城から都市への移りかわりは、京中の路の再編成をともなう。行幸や御幸、公卿の出向などの経路分析からは、七条大路が京の東西を結ぶ路として、また儀式の場として、京の主要な大路と位置づけられていたことが明らかにされている。<sup>(18)</sup>

都市平安京から延びる交通路を考えるにあたり、一つの参照枠となるのが『源平盛衰記』六(西光卒塔婆)に記される六体の地藏菩薩を安置した七道の辻、「四宮川

原、木幡ノ里、造道、西七条、蓮台野、ミゾロ池、西坂本」である。このうち稲荷祭に關わつて注目されるのは、山城と大和を結ぶ路の要衝「木幡ノ里」である。平安京より宇治や大和を指して南へと下る経路には、羅城門を経ずに九条東京極付近や九条万里小路から出京し、稲荷社を左手に見て深草を南下する路が用いられることがあつた。木幡に通じる道である。『中右記』寛治七年（一〇九三）三月二十日丁酉条で、春日社に御幸する白河上皇は「出京極」至「九条」とあり、羅城門を用いず九条東京極より出京するルートをとつた。『兵範記』仁平四年（一一五四）正月三十日癸未条では、藤原隆長が春日祭使として大和へ向かう。その経路は、七条大路より鴨川の河原まで東行して南下、「九条口」より出京したという。『山槐記』治承三年（一一七九）二月八日丙申条にみえる、春日祭使藤原兼宗の経路は、七条大路から河原へ出て南行、やはり「九条口」を用いた。『玉葉』文治四年（一一八八）正月二七日癸亥条における藤原兼実の春日社参詣は、河原から富小路を経て「九条口」に到るとみえる。『中右記』嘉承元年（一一〇六）十二月十六日癸卯条は、藤原忠実の春日社参詣の経路に詳しい。忠実は万里小路を南下して九条へ出で、さらに「深草」

「伏見北坂辺」「宇治橋」を経て「佐保殿」へ到つた。『中右記』長承元年（一一三二）九月二十四日辛巳条は、鳥羽上皇の宇治平等院への御幸を記し、ここでも万里小路より九条へと出ている。『兵範記』保元二年（一一五七）二月十二日戊申条では、春日祭使として九条殿を出た藤原基実が、九条大路を東行し万里小路から南へと出京した。鴨川付近と推測される「河原口」から「深草辺」までは、見物の車が立ち並んでいたという。

これらの史料に示される九条東京極付近あるいは九条万里小路から出京する経路は、いずれも鴨川を東岸へ渡り南下する大路に接続する。この大路を法性寺大路という。十六世紀初頭頃に成立したと考えられる「九条御領辺図」（図書寮叢刊『九条家文書三』へ明治書院、一九七三）所収）にはこの法性寺大路が描かれており、「北は少なくとも樋口小路ライン以北、つまり五条大路ライン付近から、南は紀伊郡条里七条の渡瀬里南辺まで達する長大な直線道路」と読みとることができる。稲荷祭において、神輿はこの路を経て京の旅所へと神幸し、また稲荷社へ還幸した。<sup>21</sup>大路の名に冠された法性寺は、山城国紀伊郡に藤原忠平が建立した寺院である。『貞信公記抄』延長二年（九二四）二月十日戊寅条に「参法性寺、

稻荷祭と平安京七条の都市民

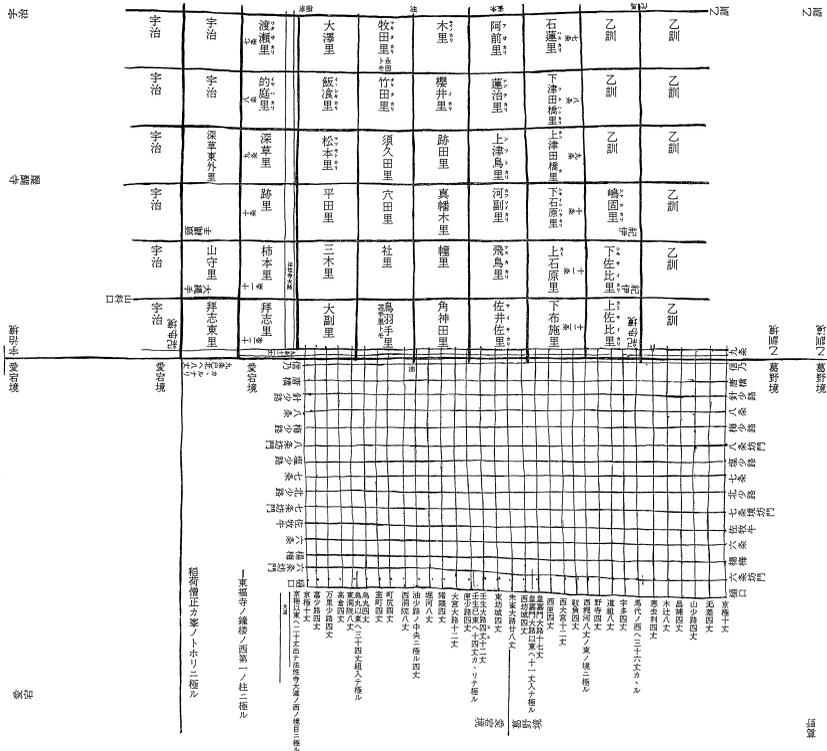


図1 九条御領辺図 (宮内庁書陵部所蔵)

始聴「鐘音」とあるのが初見史料であり、これ以前の創建が推測される。京南へ向かう人々は、この法性寺の門前を頻繁に行き交った。永承元年（一〇四六）十月二五日辛未、大嘗会の大祓をよそに菅原孝標女が初瀬詣のために出京する。「法性寺の大門に立ちとまりたるに、田舎より物見に上る者ども、水の流るるやうにぞ見ゆるや」（『更級日記』）。彼女は、大祓を見物しようと上京する多くの人々と、暁の法性寺大門の前ですれ違ふ。熊野参詣の帰途にも、この大路が用いられた。『中右記』天仁二年（一一〇九）十一月十日庚戌条によれば、熊野からの帰京の前に、藤原宗忠は稲荷山を廻って諸社への奉幣を行い、「埴坂下」で護法送りを済ませた。彼は「法性寺東大門前」にて乗車し、帰京する。

この路が法性寺大路と称されたことは、『百鍊抄』長寛三年（一一六五）二月十一日庚寅条から知られる。

「故入道関白周忌、供養法性寺堂」へ法性寺大略西新所内也。藤原忠通の周忌法会が催されたのは、法性寺大路西の新所内の法性寺堂であった。法性寺の一堂最勝金剛院の地に、九条道家が東福寺を造営するのは十三世紀前半のことである。一方で「五大堂を除く法性寺の主要部は早く十三世紀に入って間もなく廃絶したはず」であ

る。法性寺それ自体は衰微するものの、しかしその寺名は地名化し「東福寺伽藍の西門前の道から西は、当時「法性寺」とよばれていた」<sup>(2)</sup>。この「法性寺」と呼ばれる場は、法性寺大路における交通の要衝として発展し、中世には御厨子所率分関や室町幕府・東福寺による関所が設けられた<sup>(3)</sup>。平安京から宇治や大和へと往来する人々の行き交う法性寺大路は、左京下辺へと接続する。七条大路はその主要な大路であり、多くの人やモノが行き交う場として機能したと考えられる。神輿に遷った稲荷神はこの法性寺大路を経て鴨川を渡り、七条大路よりその周辺に設けられた旅所へと神幸、そこで祭りを受け、再び同じ道を辿って稲荷社へと還幸する。これが稲荷祭と呼ばれる祭りであった。

### 三、産土の祭としての稲荷祭

稲荷祭の起源を直接に記す史料は残されていない。史料上の初見は『小記目録』十七の寛弘三年（一〇〇六）四月九日庚辰条にみえる「稲荷祭間、鬪乱出来事」の記載であり、十一世紀にはすでに催行されていたことが知られる。稲荷祭は朝廷の祭祀を起源としない、巷間より起こった祭りである。『春記』長久元年（一〇四〇）四

月十九日癸卯条に、藏人頭であった藤原資房が稲荷祭を見物した記録がある。そこには「御倉小舎人頼高為<sub>レ</sub>祭使、其儀不<sub>レ</sub>異<sub>レ</sub>公使」との記述があるが、公使と異なるところがなく、稲荷祭の祭使が公使ではないこと示している。稲荷祭とは本来神輿の旅所から本社への還幸を意味し、その式日は四月上卯あるいは中卯であるが、これも厳格に守られているわけではない。

『兵範記』仁安三年（一一六八）四月十四日乙巳条はその顯著な例である。「稲荷祭。上皇渡御棧敷前有<sub>レ</sub>御見物。件祭一昨日為<sub>レ</sub>式日。而依<sub>レ</sub>仁和寺灌頂為<sub>レ</sub>御見物」被<sub>レ</sub>延<sub>レ</sub>今日云々、つまり後白河上皇の意向で式日を延ばした例すらあるのだ。朝廷の祭祀である松尾祭及びそれに連動して西七条の都市民が催行する松尾の祭りが、月を跨<sub>レ</sub>ごうとも式日の申日を決して移すことがなかつたこととに比すれば、大きな相違である。稲荷祭は朝廷の祭祀ではないために、その延引への朝廷の関与も曖昧である。稲荷祭が穢による諸社祭延引の対象になるのは、『台記』久寿元年（一一五四）四月九日辛酉条が確認できる初例であるが、稲荷祭の延引については宣旨を下さないことが先例である（『玉葉』文治四年（一一八八）四月十三日己卯条）という。『山槐記』仁安二年（一一六

七）四月十二日己卯条では「今日稲荷祭延引云々。松尾祭延引、仍七条人等申<sub>レ</sub>事由<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>延引、先々松尾祭以前行<sub>レ</sub>之天下不<sub>レ</sub>静之由申云々。且此条公家不<sub>レ</sub>知食、仍只職事仰<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>七条人云々」とあって、延引は「七条人」の知識によって決定されている。「公家」すなわち朝廷はこれに関与せず、「職事」すなわち藏人所が、「七条人」に延引を命じるという形をとった。「七条人」が稲荷祭の延引についての知識を有し、延引を命じられたのは、彼らが稲荷祭を主催していたために他ならない。

九条家本『延喜式』付図「平安京左京図」には、二カ所の「稲荷旅所」が記されている。梅小路猪熊と七条油小路である。『兵範記』仁安二年（一一六七）四月二三日庚寅条に、六条天皇の方違行幸にこれまで用いられてきた「八条堀川前中納言顕長亭」を、この度は避けたとの記録がある。その理由は「而稲荷祭延引、于今御<sub>レ</sub>坐於<sub>レ</sub>旅所、其所近<sub>レ</sub>彼亭」、この邸宅は稲荷旅所に近接しており、稲荷祭の延引によって現在稲荷神がその旅所に滞在しているためであるという。この旅所とは梅小路猪熊のそれをいうのであろう。『百鍊抄』嘉祿二年（一二二六）二月十三日戊戌条にも、この旅所の所在が記される。「午時稲荷上中両社旅所へ八条坊門猪熊焼亡。是

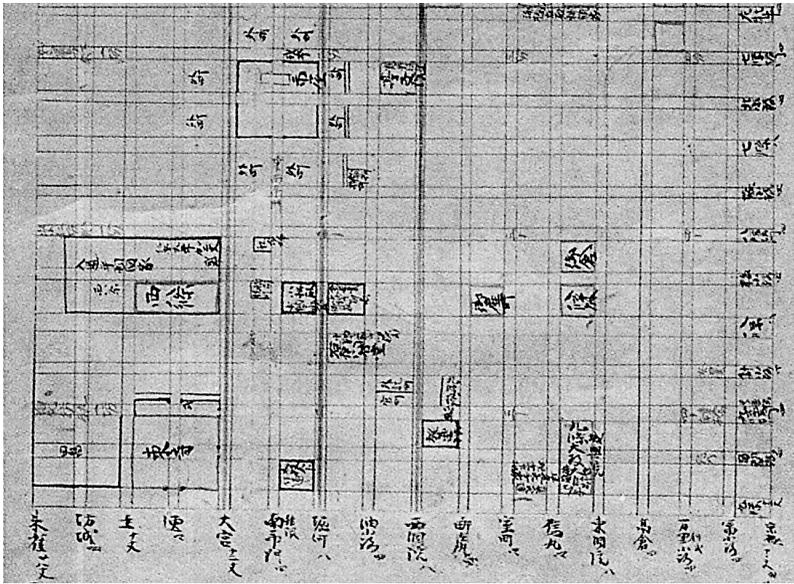


図2 平安京左京図（部分、東京国立博物館所蔵）

大行事則正へ旅所神主を被改易之間、則正愁望之余、  
 參籠下殿焼死云々。御体同焼失云々。稻荷上・中社  
 の旅所である八条坊門猪熊の旅所が焼亡した。旅所神主  
 である「大行事則正」が職の改易に不満をもち、旅所の  
 下殿で抗議の焼死を遂げたためという。ここに収められ  
 ていた稻荷神の御体も焼失してしまった。記載からは、  
 祭りの期間外にも稻荷旅所は常設され神主が補任されて  
 おり、そこには稻荷神の御体が祭られていたことがわか  
 る。この事件について『明月記』同二月二五日庚戌条は、  
 次のように記す。

稻荷旅所神主へ本是自本社補之七条村民之所  
 補云々。自忠綱時為細工所沙汰補之へ一度、  
 以之為例、自後院細工所補之。左相府之時、  
 耽任料毎年改之へ或一年二人補之云々。而今  
 春得替之男、其心傲々、不拘制法、不可去職  
 由对捍之間、自使庁追之、追入其社内、奉抱  
 神御体へ自垂跡未造改之、縦火烧死、垂跡  
 之地已為火葬之所云々。稻荷祭可被行敷事未  
 定云々。

旅所神主を補任する主体は、「本社」稻荷社から「七  
 条村民」、さらに「後院細工所」へと変遷した。本来

「七条村民」によってなされていた旅所神主の補任は、後鳥羽院の近臣藤原忠綱が細工所別当であった際の例が参照されて、後院細工所が替わってそれを担うことになった。なお忠綱が後鳥羽院の細工所別当となったのは、建永元年（一二〇六）五月のことである。<sup>28</sup> 旅所神主は、「左相府」の時にたたび改易があり、そこには任料に関わる経済的な利害が絡んでいた。七条は鍛冶師や鋳物師、金属の細工が集住する地域である。『中右記』嘉保二年（一〇九五）四月十四日己卯条は「次参行事所、催明日行幸事。今日稻荷祭也。仍道々細工頗有「懈怠」と、明日に迫った賀茂行幸の行事所に参勤すべき「道々細工」が稻荷祭のためにこれを懈怠したと述べる。彼らは七条に居住する細工たちであったのだろう。旅所神主の補任は、鍛冶師・鋳物師や金属細工ら「七条村民」から、彼らを統括する後院細工所へと変遷したと考えられる。十三世紀初頭までの間、旅所神主の補任にあたったのは「七条村民」であった。『園太曆』観応三年（一三五二）九月九日己卯条は、嘉禎二年（一二二六）四月に「則経」なる人物を、稻荷旅所の神主職に補任した際の後院補任状を引用する。

後院（欠）

稻荷祭と平安京七条の都市民

補<sub>二</sub>任稻荷（欠）階政所神主職事

右職者、則経重代相伝所職也。而去承久二年則文・則宗訴論之時、言<sub>二</sub>上子細、預院宣・法家勘状<sub>一</sub>畢。且任<sub>二</sub>七条（欠）等署判、為<sub>二</sub>相伝之職、改<sub>二</sub>則用并吉弘<sub>一</sub>。於<sub>二</sub>自今以後<sub>一</sub>者、以<sub>二</sub>則経所<sub>一</sub>被<sub>二</sub>補<sub>一</sub>任彼職也。向後更不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>他妨<sub>一</sub>之状如<sub>レ</sub>件。

嘉禎二年四月日

別当散位藤原朝臣へ判

「稻荷（欠）階政所」とは稻荷旅所である二階社政所のことと考えられる。欠損があり文意は不明瞭であるが、彼をこの職に補任する条件として、相伝の職であることが証明する院宣・法家勘状と「七条（欠）等署判」とが挙げられていることがわかる。補任の主体が後院細工所へと移ってしまった後にも、旅所神主への就任には七条の、おそらくは居住者による承認が必要とされた。それは十三世紀初頭まで旅所神主の補任が「七条村民」によってなされていたゆえであり、旅所における稻荷神への祭りを担うのは彼ら七条の都市民であったため、その意向を無視することができなかったであろう。瀬田勝哉氏は「大政所」すなわち旅所について、「各社の祭礼そのものに深く関わっていること、それは神を迎える在地

側のセンターともなっていて、御供調進をする場でもあったこと、したがってそこに宮座的なものの存在が想定されること、またそれを構成する者が長者的性格を帯びたものであること」を指摘する。<sup>(30)</sup> 稲荷旅所の場合、「宮座的なもの」を構成していたのは「七条村民」であり、ゆえに本来彼らが、旅所において祭りを司る神主の補任を担ったのである。

神主とは「司祭」と「舗設」の役である。司祭は「祭りの最も重要な部分をなし神主以外の者を参加させるわけにはいかない」。しかし「舗設の方は他人に協力してもらうことができた。この祭祀と舗設とは本質的に切離すことのできないものであるが、祭の規模が大きい場合、神主は祭の料の調達に自ら当るより、協力者にそれを行わせるのを好都合とした」。萩原龍夫氏は、「律令体制解体」により「祭祀の運営と社頭の経営」とが大きく変化するなかで、「神意卜定制と仏教における輪番制と官僚機構における上司選考制」とが結びつき、「司祭」や「舗設」を「ある集団の中から特定の任に当るために交代で出」す神事頭役制が形成されたととらえる。<sup>(31)</sup> 稲荷祭には、馬上役という神事頭役が存在する。七条の地域社会と密接に結びついた役である。馬上役とは、公家新制

である『近衛家文書』寛喜三年(一一三一)十一月三日付後堀河天皇宣旨(『鎌倉遺文』四二四〇)に「稲荷・日吉・祇園三社祭時、以「潤屋之賤民、差本社之祭頭。称「之馬上」と端的に記されているように、稲荷社ほかの祭りにおいて富裕な者が勤める神事頭役を意味する。稲荷祭の馬上役については、『明月記』安貞三年(一一二九)三月十四日壬午条に次のようにある。

早且道澄僧都来談、稲荷祭馬頭毎年五月五日、指六条以南富有下郎云々。去年被指者、称「日吉末社神人、拔「梓櫛」棄之。社家山門頻訴申、無「成敗」。

「馬頭」とは、神事頭役の馬上役を意味する。稲荷祭の馬上役は、前年の五月五日に六条以南の富裕者から選ばれるのが例であった。しかしながら、この度選ばれた者は日吉末社の神人を称して稲荷祭馬上役を対捍するといふ。稲荷祭の馬上役は、その居住する場所によって選定され、稲荷社の神人から選ばれるのではないし、他社の神人といえどもその役を免れえないのであった。貞永年間(一一三二・一一三三)頃のものとして推測される真経寺所蔵法華経裏文書の年末詳三月二五日付尊性法親王書状(『鎌倉遺文』四九五二)において、稲荷祭の馬上役に差定されたのは、比叡山の「中堂寄人」である「景

利」であった。彼の馬上役拒否という案件に対処した天台座主尊性は「先扞可放中堂寄人者、今度許被令勤馬上役」、今回のみは「景利」の中堂寄人職を放ち、馬上役を勤めるよう調停を行った。また『華頂要略』門主伝五、宝治元年（一二四七）条にも同様の例がみえる。

而惣持院楽器寄人、以謂六条以南之住人、依点定稻荷社馬上役、付「寺家」<sup>二</sup>鬻訴。仍二月廿九日仁昇法眼率<sup>三</sup>所司等<sup>四</sup>参院御所。付「藏人左衛門権佐經俊」奏聞之間、宜停<sup>五</sup>止其役<sup>六</sup>之由蒙<sup>七</sup>勅裁畢。

比叡山の「惣持院楽器寄人」が稲荷祭の馬上役に差定されてしまったことを、「寺家」から後嵯峨院に訴え、勅裁によって馬上役を停止させたという。この事例では馬上役は免除されたものの、そもそも「惣持院楽器寄人」が馬上役に選ばれた根拠は、彼が「六条以南之住人」であることだった。さらに正和元年（一一三二）には、稲荷社と祇園社との間で、稲荷祭の馬上役を選定する地域について争論が起こっている。<sup>(33)</sup>『東大寺文書』四一四二、年末詳稲荷社神主等陳状案（鎌倉遺文）二四七六六）における稲荷社の主張は次のようであった。

当社敷地為「五条以南、充課社役」之条、永治・仁安・安元・建久・寛元・徳治等文書等分明之上、且

毎年三月初巳日、令<sup>レ</sup>差<sup>三</sup>定敷地之勝示<sup>二</sup>神於<sup>二</sup>五条東西・朱雀南面<sup>一</sup>之条、古今之例也。

稲荷社は馬上役を課す地域を、敷地と称している。稲荷祭では、神輿迎えを前にした三月初巳日、敷地の境界に勝示神を立て、その神によって囲い込まれた空間を敷地とした。神は神輿が還幸すれば取り払われたのである。すなわち敷地とは、祭りの間にだけ形成される宗教的な空間を意味した。「永治・仁安・安元・建久・寛元・徳治等文書分明」という文言からは、平安末期の永治年間（一一四一・一一四二）には稲荷祭の敷地とその課役とが存在したことを確認できる。しかし特定の住民に多大な負担を課す馬上役の制度は、鎌倉後期には廃され、敷地の住民に等しく課される地口銭へと変遷する。<sup>(34)</sup>しかしこうした変革にあっても、六条（五条）以南を稲荷祭の敷地とする認識は保持され、受け継がれたのである。

かつて都城に住まう人々は、その住所ではなく京外の本居に神を祭り、関係を絶やさなかった。<sup>(35)</sup>十世紀後半に都市民が地域社会を形成するに至ったことは、京外の本居ではなく都市の地域社会こそが、彼らにとつての産土<sup>二</sup>本来生まれた土地と認識されるようになったことを

意味する。七条の場合、職業を同じくするというつながりが、地域社会としてのまとまりを形成する基盤となったのであろう。そうした地域社会の成立に伴い、これを守護し都市共同体の紐帯の要となる神が必要とされた。

七条の都市民にとって、それが稲荷神であった。彼らの生活する地域社会を貫く七条大路は、鴨川の東岸で法性寺大路に接続し、京の南方へ向かう大路となる。この往來の頻繁な大路に沿って鎮座し、京の近郊、境界の地に位置する神として、稲荷神は平安京の居住者たちから信仰を集めていた。七条の都市民はこの稲荷神に、彼らの地域社会の守護を求めたのである。七条という場と稲荷神をつなぐのが稲荷祭であり、神輿の神幸は、この神こそが地域社会を守護する神であるとする産土神の信仰を生み、七条を中心とする六条（五条）以南の地域を稲荷祭の敷地とする認識を成立させた。敷地の住人は稲荷祭に対して課役を負担する祭祀集団であり、稲荷神は彼らの住まう地域社会を守護する産土神として、神輿に遷り年に一度の巡行を行ったのである。

### おわりに

都市平安京において、都市民はいかに「われわれの

神」を獲得するのか。本稿は特に七条の地域社会を舞台として、都市民と稲荷神との関わりのある方を考察した。そもそも稲荷神は、紀伊郡深草郷に居住する秦氏の氏神として祭られてきた。八世紀後半に山城（山背）国への遷都がなされた当初も、その位置づけは変わらなかった。朝廷に稲荷神の神威が認識されるきっかけとなったのは、天長四年（八二七）の祟り現象である。これを境に、稲荷神は神威あらたかな神として認識され、平安京に近在する神としてその地位を上昇させていく。十世紀後半に都市民が成立し、平安京が都城から都市へと展開するなかで、稲荷神は彼らの多様な祈りを受け入れる平安京の都市神として信仰を集めた。稲荷神は秦氏の氏神に拘束されることなく、都市性という新たな信仰の要素を包摂することになった。そうしたなかから、七条の都市民と稲荷神との間に、産土の神という一対一の関係が形成される。

稲荷神が京内の旅所に神幸し、都市民による祭りを受け、再び本社へ還幸する。稲荷祭の主たる舞台は七条大路である。平安京が都城から都市へと姿を変えるなかで京内外の路は再編されるが、なかでも七条大路は京の東西を結ぶ交通路、そして儀式の場として主要な大路と位

置づけられた。稲荷祭の舞台とされ、多くの見物人を集めたのもそのためである。稲荷神は、都市平安京と宇治や大和を結ぶ交通路として機能した法性寺大路に沿い、京の出入り口近くの境界の場に鎮座する。左京下辺は法性寺大路が京へと接続する地であり、七条大路はその主要な大路であった。稲荷祭においてこれら大路は、稲荷神と七条の地域社会とを結ぶ意味をもったといえよう。

稲荷祭は朝廷の祭祀ではなく、「宮座的なもの」を形成した七条の都市民によって主催される祭りであり、旅所神主の補任を担ったのも彼らであった。その一方で七条の都市民は、鍛冶師や鋳物師あるいは細工として後院細工所に仕える身であり、ゆえに後院細工所はその関係者を梃子として、十三世紀初頭以降には旅所神主の補任への介入を可能とした。また平安京の下辺、左京の六条（五条）以南は稲荷祭の敷地である。稲荷社はそのように主張し、この地域の居住者から稲荷祭の莫大な舗設費用を賄う馬上役を選定した。鎌倉時代後期以降の地口銭による徴収にも、この敷地の原理が有効とされた。その賦課基準は、稲荷社の神人が否かではなく、あくまで彼の居住する場所によるのであった。敷地が機能し得たその背景には、稲荷神に対する産土意識の浸透があったと

推測される。

七条の都市民にとって、彼らの生活する地域社会こそが産土であり、維持、存続させていかなければならない彼らの本来生まれた土地であった。ゆえにそのための紐帯となる神を、彼らは必要とした。七条の都市民は、神輿の神幸によって、京外から稲荷神を地域社会に迎え入れることを可能とし、この稲荷祭を年ごとに繰り返す産土の祭りとして継承した。ここに、七条の都市民による産土神としての稲荷神の獲得をみる事ができよう。

#### 註

(1) 榎村寛之「都城と神社の関係について」(『律令天皇制祭祀の研究』塙書房、一九九六)。

(2) 和銅四年(七一)二月初午の稲荷神鎮座がその由緒とされる(『延喜式』神名帳頭註、『神祇拾遺』)が、後の説であろう。

(3) ウプスナの語は『日本書紀』推古三年(六二四)十月癸卯朔条の「葛城県者元臣之本居也」の「本居」にウプスナの古訓(岩崎文庫本)があり、神名としては『日本三代実録』貞観六年(八六四)十月十五日戊辰条の神階叙位記事に「讃岐国」の「宇夫須奈神」がみえる。萩原龍夫「郷村祭祀組織の完成」(『中世祭祀組織の研究』吉川弘文館、一九六二)四一六・四一七頁を参照。

- (4) 『今鏡』打聞第十では「七条なる所にて」歌を案じた「左衛門尉頼実といふ藏人」が、「このわたりは稲荷の明神こそ」と、七条と稲荷神とを結びつけ、歌に詠んだ。
- (5) 大村拓生「儀式路の変遷と都市空間」(『中世京都市都論』吉川弘文館、二〇〇六、初出一九九〇) 五九頁。
- (6) 岡田荘司「平安京中の祭祀・御旅所祭祀」(『平安時代の国家と祭祀』続群書類従完成会、一九九四)。
- (7) 福原敏男「御旅所「政所・大政所」考」(『祭祀文化史の研究』法政大学出版局、一九九五、初出一九九三)。
- (8) 五島邦治「平安京の祭祀と都市民の成熟」(『京都 町共同体成立史の研究』、岩田書院、二〇〇四、初出一九八七・二〇〇〇)。
- (9) 『山城国風土記』逸文の真偽については諸説があり、近年の見解は荊木美行「『山城国風土記』と稲荷社」(『風土記研究の諸問題』国書刊行会、二〇〇九、初出二〇〇七)にまとめられている。当該の逸文が風土記撰進詔の出された和銅六年(七一三)当時の伝承か否かについては確証がない。但し、尊経閣所蔵文書天曆三年(九四九)五月二三日付の神祇官勘文(『平安遺文』四九〇五)には、稲荷社立社の由来には所見が無いが、禰宜や祝の申状によれば、稲荷神は和銅年中(七〇八―七一五)に稲荷山の三峯に顕現し、秦氏が春秋の祭りを執り行ってきた、とある。ここには当該の逸文にみえる稲荷社起源伝承の内容も含まれていることから、十世紀半ばには成立していた伝承であることは疑いないであろう。
- (10) 『仁和寺文書』延暦十九年(八〇〇)六月二一日付紀伊郡司解案(『平安遺文』十八)、同弘仁八年(八一七)八月十一日付紀伊郡司解案(『平安遺文』四三)、同安和二年(九六九)七月八日付法勝院領目録(『平安遺文』三〇二)、三条家本「北山抄」裏文書長徳三年(九九七)五月二十日付内蔵貴子解(『平安遺文』三七一)。
- (11) 『続日本紀』延暦三年(七八四)十一月二十日丁巳・二八日乙丑条、『日本紀略』延暦十三年(七九四)十月二八日丁卯条。
- (12) 『日本紀略』延暦十一年(七九二)八月四日丙戌条には、「山背国紀伊郡深草山西面」の埋葬に対する禁制が出されている。「深草山」は稲荷山を指すと考えられるが、埋葬を禁じるその理由は「縁近京城」ためであり、稲荷神との関連はうかがえない。
- (13) 『台記』久安六年(一一五〇)四月二六日壬申条は、稲荷五社を「上社」「中社」「下社」「田中」「四大神」と記す。
- (14) 名波弘彰「院政期の熊野詣」(『文藝言語研究 文藝篇』十三、一九八八) 九二頁。
- (15) 稲荷を「周縁の場」として、その平安京の住人との関係を指摘した論文に、京樂真帆子「平安京の南」(『平安京都市社会史の研究』塙書房、二〇〇八、初出二〇〇三)がある。
- (16) 稲荷伏拝・伏礼に関する記載は、『山槐記』保元四年(一一五九)二月十二日丁酉条・同三月三日戊午条・治承三年(一一七九)二月九日丁酉条、『明月記』建久十年(一一九九)二月三日乙酉条、同建仁三年(一二〇三)

七月十六日壬午条、「九条家文書」弘長二年（一二六二）

二月十七日付久米光貞田地売券案（鎌倉遺文）八七七  
三）にみられる。なお尾上陽介『明月記』本文の改変と  
「稻荷伏拝」（『朱』四五、二〇〇二）を参照。

(17) 稻荷祭の神幸行列における獅子舞の姿は、『明月記』  
嘉禎元年（一二三五）四月十一日癸酉条に確認できる。  
『楽所補任』によれば、仁平元年（一一五二）四月には朝

廷の楽所から「右近府生光元」が稻荷祭に奉仕している。

(18) 「七条大路は東西の主要道の一つで、商業地域に結び  
つくことにより、延喜式に示されているような古代的太  
路から、いわば繁華街的な主要街路へと移行していった  
ものと思われる」。「京制の衰退とともに京全体の幾何学  
的形態に基づく儀礼的性格は失なわれゆき、朱雀を頂  
点とする路のヒエラルヒーも、……より実状に則した大  
宮、東洞院、二条、七条などを軸として再編されていっ  
た」（小寺武久「平安京の空間的変遷に関する考察」『日  
本建築学会論文報告集』一六五・一六六、一九六九）九  
七・七〇頁。あるいは、「儀式路」には「二条・七条・  
東洞院・西洞院・大宮などの特定の大路が多用されてお  
り、これらの大路を「行列の通る路」と認識させること  
になったと思われる」（大村前掲註（5）論文、五九頁）。

(19) 大村拓生氏は、「九条口」を「京極大路を南に下った  
地点」あるいは「富小路の南端」の「鴨川を渡る地点」  
（前掲註（5）論文、八三頁）とする。

(20) 足利健亮「京都盆地の消えた古道二題」（『京都府埋蔵  
文化財論集』三、一九九六）五四九頁。

稻荷祭と平安京七条の都市民

(21) 河内将芳「中世の稻荷祭神興渡御の道筋と法性寺大  
路」（『朱』四七、二〇〇四）一六一頁。

(22) 福山敏男「法性寺の位置」（『寺院建築の研究』下、中  
央公論美術出版、一九八三、初出一九七五）一五九・一  
六一頁。

(23) 河内前掲註（21）論文、一六〇・一六一頁。

(24) 二月初午に代表される平安京に住む人々と稻荷神との  
関係は、十世紀には確立されており、この神が七条に産

土神として迎えられるその基底になったと推測される。

しかしながら平安京の人々が参詣に通う京近郊の神社は、  
稻荷社に限られない。『梁塵秘抄』を例にとれば、貴船社

（二五二）、法輪寺（三〇七）、比叡山延暦寺の根本中堂  
（三二二）、清水寺（三一四）、葛川明王院（四一九）への

参詣路を謡う歌が収められており、これら寺社への参詣  
もまた隆盛したと推測される。これに対して七条の都市

民と稻荷神との関係は、地域社会と神が「対一」でつな  
がるものであり、そこに大きな隔たりがあるといえよう。

(25) 『師元年中行事』四月の「上卯日」に「稻荷祭事へ有  
三卯時用中卯」とある。

(26) 久米舞子「松屋の祭り」と西七条の共同性」（『日本歴  
史』七四二、二〇一〇）四頁。

(27) 梅小路と八条坊門小路は南北に隣り合う小路であり、  
梅小路猪熊と八条坊門猪熊の旅所は同一のそれを指すと  
みたい。なお正慶元年（一三三三）書写の奥書をもつ  
『稻荷記』には、「梅ノ小路猪熊ノ御旅所」との記載があ  
る。

- (28) 『明月記』建永元年(一二〇六)五月二十日庚子条に「細工所別当被仰忠綱了」とある。
- (29) 七条に居住する鍛冶師・鋳物師や金属細工の例として、『新猿楽記』に「七条以南保長」である「鍛冶鋳物師并銀金細工」の金集百成、『中外抄』下、九に「七条ノ細工」、「今昔物語集」巻二十第六に「七条辺ニ有ケル薄打ツ者」、「宇治拾遺物語」巻一、五「七条町に江冠者が家の、おほ東にある鋳物師」、同巻二、四に「七条に薄打あり」といった史料を指摘できる。なお京都市埋蔵文化財研究所の発掘調査によれば、七条町の東側にあたる左京八条三坊九町では、平安時代後期に「検出遺構数、出土遺物量とも急激に増加する」。その景観は「七条大路に面して小規模な掘立柱建物が建ち並び、建物の奥側には井戸や廃棄物を処理した土坑などが配された状況が復元できる」。「出土遺物の中には製品の素材と考えられる金属塊、埴埴・取瓶・鋳型などが多く含まれており」「鋳造生産をはじめとする手工業が活発に行われていたことが推定できる」(山本雅和「まとも」へ『平安京左京八条三坊九町跡』二〇一〇)四九・五二頁)という。
- (30) 瀬田勝哉「中世の祇園御霊会」(『洛中洛外の群像』平凡社、一九九四、初出一九七九)二四八頁。
- (31) 萩原龍夫「律令体制の解体と神事頭役制」(前掲註(3)書所収)六九・七十一・七三頁。
- (32) 瀬田前掲註(30)論文、二八一・二八二頁。
- (33) この争論について、年代確定を含む詳細は小島鉦作「京前五条以南の稻荷社祭祀敷地役と東大寺」(『神社の社
- 会経済史的研究』吉川弘文館、一九八七、初出一九七四)を参照。
- (34) 稻荷祭の地口銭成立については、馬田綾子「稻荷祭祀役をめぐって」(『梅花女子大学開学一五周年記念論文集』一九八〇)を参照。
- (35) 『正倉院文書』宝龜元年(七七〇)十一月二五日付三嶋子公請暇解(『大日本古文書』巻十七一六〇六)、同二年(七七二)四月十日付八木宮主請暇解(同巻六一一六九)、同四月十一日付氏部小勝請暇解(同巻六一一七〇)、同四月十五日付安宿広成請暇解(同巻六一一七一)、同三年(七七二)十月二八日付美努石成請暇解(同巻六一四〇七)、『続日本後紀』承和元年(八三四)二月二十日辛丑条。これらは官人の例であるが、都城に住む人々には共通の状況であったと考えられる。